

# 新型コロナウイルス感染症対策 支援制度の概要

(令和2年 5月15日 初版)  
(令和2年 6月23日 改訂)  
(令和2年 7月 7日 改訂)  
(令和2年 9月24日 改訂)  
(令和2年12月22日 改訂)  
(令和3年 3月23日 改訂)  
(令和3年 4月16日 改訂)  
(令和3年 6月29日 改訂)  
(令和3年 9月22日 改訂)  
(令和3年12月21日 改訂)  
(令和4年 4月 1日 改訂)

暮らし、  
ほんもの。



津山市

## 目次

### I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

#### 1 生活に関する支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b> . . . . .	4
(1) 住居確保給付金の支給	
(2) 経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に対する就学援助制度	
(3) 配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制※	
(4) 民間賃貸住宅への入居斡旋※	
(5) 傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者向け）	
(6) 空き家活用定住促進事業補助金※	
(7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	
(8) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金	
(9) 子育て世帯への臨時特別給付金	

<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b> . . . . .	13
---	----

- (1) 個人向け緊急小口資金等の特例貸付

#### 2 治療・健康に関する支援

<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b> . . . . .	14
---	----

- (1) 生活不安・ストレスなどから深刻化するDVについての相談

### II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

#### 1 雇用の維持に関する支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b> . . . . .	15
------------------------------------	----

- (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置※

#### 2 資金繰りに関する支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b> . . . . .	16
------------------------------------	----

- (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置※
- (2) つやま企業サポート補助金の特例措置※
- (3) つやま産業支援センター専門家派遣無料実施（経営改善計画策定、生産性向上、財務改善、販路開拓等）
- (4) IT、IoT相談窓口の設置※

<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b> . . . . .	20
---	----

- (1) 新型コロナウイルス対策マル経融資等に係る利子補給※

<b>3 事業継続に関する支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	21
(1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置※	
<b>III 感染予防・医療・治療に関する支援</b>	
<b>1 感染予防に関する支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	22
(1) 地域子育て支援センターにおけるオンライン子育て相談等	
(2) オンライン育児相談	
(3) PCR検査等費用の助成※	
<b>2 医療・治療に関する支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	25
(1) ワクチン接種協力医療機関等支援事業※	
<b>IV その他の支援</b>	
<b>1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	26
(1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免	
(2) 介護保険料の減免	
(3) 国民年金保険料の免除等	
(4) 納税の相談	
(5) 履行延期の特約等に関する支援	
<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b>	31
(1) 欠損金の繰戻しによる還付の特例	
(2) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	
(3) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例	
(4) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化	
<b>2 学校の臨時休業に伴う支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	34
(1) 教育電話相談※	
<b>3 幼稚園の臨時休業に伴う支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	35
(1) 幼稚園の休業期間における通園バス利用料の日割り還付※	
(2) 幼稚園の休業に伴う預かり保育の対応※	

4 保育園（所）・認定こども園の登園自粛要請に伴う支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	37
--------------------------	----

(1) 保育園（所）・認定こども園の登園自粛等に係る保育料日割り還付※

V 収束後の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のための支援

1 経済活動の回復のための支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	38
--------------------------	----

(1) スポーツ大会・合宿誘致事業※

(2) 津山支縁プロジェクトアプリによる情報発信、商品販売促進※

※は、津山市独自（単市）事業

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 住居確保給付金の支給

<p>支援内容</p>	<p>離職により住宅を失うおそれのある人等を対象に、賃貸住宅の家賃に充てるための費用（住居確保給付金）を支給するとともに、津山市自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>○支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：上限3万1千円（家賃額）</li> <li>・2人世帯：上限3万7千円（家賃額）</li> <li>・3人世帯：上限4万円（家賃額）</li> </ul> <p>※ただし、月収が基準額（単身世帯：7万8千円、2人世帯：11万5千円、3人世帯：14万円）を超える場合は一部支給となる。</p> <p>○支給方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市から直接、住宅の貸主へ支払う。</li> </ul> <p>○支給期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月 ※一定の要件を満たす場合は最長9ヶ月間 （令和2年度支給開始分に限り最長12ヶ月間） 令和4年6月末まで、3ヶ月の再給付の受付が可能</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>以下の要件全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 離職により経済的に困窮し、住居を失っている方又は失うおそれのある方</li> <li>(2) 離職・廃業から2年以内又は、休業等により収入が減少し、離職等と同等の状況にある方</li> <li>(3) 離職前に、主として世帯の生計を維持していた方</li> <li>(4) ハローワークへ求職申込みを行う方、又は現に行い求職活動を行っている方</li> <li>(5) 申請日の属する月における申請者および同居親族などの収入月額（失業給付、児童扶養手当、年金などを含む）の合計が、次の金額であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：10万9千円未満</li> <li>・2人世帯：15万2千円未満</li> <li>・3人世帯：18万円未満</li> </ul> </li> <li>(6) 申請者および同居親族などの預貯金の合計が、次の金額であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：46万8千円未満</li> <li>・2人世帯：69万円未満</li> <li>・3人世帯：84万円未満</li> </ul> </li> <li>(7) 申請者および同居親族などが雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は、自治体などが実施する類似の給付を受けていない方</li> <li>(8) 申請者および同居親族などのいずれもが暴力団員でないこと</li> </ol>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市自立相談支援センター 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市自立相談支援センター （電話）0868-32-2133</p>
<p>備考</p>	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) 経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に対する就学援助制度

支援内容	経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に、就学のために必要な経費（学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費等）を援助します。
対象者	次のいずれかの要件に該当する児童・生徒の保護者 ①生活保護（教育扶助）を受けている人 ②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税が非課税又は均等割のみ課税されている</li> <li>・ 国民年金の保険料が全額免除されている</li> <li>・ 児童扶養手当を受給している</li> <li>・ 世帯所得が基準額以下（4人世帯で220万円以下）</li> <li>・ 特殊事情により、給食費、学級費、PTA会費等の学校納付金を納めることが困難な人</li> </ul>
申請手続に必要なもの	・ 就学援助費支給申請書
受付場所及び受付時間	在籍学校 （国立・県立・私立小中学校に通っている場合は、津山市教育委員会学校教育課）
問い合わせ先	津山市教育委員会学校教育課 （電話）0868-32-2116
備考	

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(3) 配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制

<p>支援内容</p>	<p>女性相談員が、日常生活の中でさまざまな悩みや不安などの相談を受け付ける。</p>
<p>対象者</p>	<p>・ 配偶者暴力にお悩みの方など</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>特になし</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：来所される場合は電話で場所をお知らせします。（電話相談可）                  受付時間：月・水～金 午前10時～午後6時                  土・日 午前10時～午後5時                  （火曜日・祝日・振替休日・年末年始を除く）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山配偶者暴力相談支援センター（電話）0868-31-2552</p>
<p>備考</p>	

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(4) 民間賃貸住宅への入居斡旋

<p>支援内容</p>	<p>離職により、社宅等の退去を余儀なくされ、民間賃貸住宅に一時的な入居を希望する人に住宅を斡旋を行います。</p> <p>①住居の選定：入居希望者の希望に応じ協議して選定                  ②家賃：それぞれの設定家賃（入居後6カ月は状況に応じて減免有）                  ③敷金：なし                  ④手数料：なし                  ⑤礼金：なし                  ⑥共益費：実費必要                  ⑦火災保険：必要（家財道具、賠償保険）                  ⑧家賃保証：原則必要                  ⑨保証人：原則必要                  ⑩家財・家具リース：生活に必要な家財・家具のリースを行います。</p>
<p>対象者</p>	<p>・非正規従業員であって離職により社宅等の退去を余儀なくされた人</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・斡旋申請書                  ・本人確認書類（運転免許証など）</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市産業文化部仕事・移住支援室                  津山市山下92-1（津山圏域雇用労働センター内）</p> <p>津山市都市建設部管理課住宅係                  津山市山北520（津山市役所本庁舎5階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市都市建設部管理課住宅係                  （電話）0868-32-2090</p>
<p>備考</p>	



## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (5) 傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者向け）

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者である被用者等に対して、傷病手当金を支給します。</p> <p>※支給額</p> <p>直近の継続した3月間の給与収入 × 2/3 × 日数（療養のために休んだ日数） の合計額を就労日数で除した金額</p> <p>【対象日数】療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日</p> <p>【適用期間】令和2年1月1日～令和4年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで</p>
<p>対象者</p>	<p>・被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・申請書（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用） 詳しくは、下記まで、お問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市環境福祉部医療保険課国民健康保険係、高齢者医療係 津山市山北520（津山市役所本庁1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部医療保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険係（電話）0868-32-2071</li> <li>・高齢者医療係（電話）0868-32-2073</li> </ul>
<p>備考</p>	

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(6) 空き家活用定住促進事業補助金

<p>支援内容</p>	<p>市内の空き家物件の活用促進と本市への移住・定住を促進するため、津山市住まい情報バンク等に登録された空き家を購入した県外からの移住者に対して、補助金を交付します。</p> <p>① 購入費補助金…取得費用の1/10（上限30万円）                  ② 改修費補助金…改修費用の2/3（上限60万円）                  ※その他、空き家の所有者に対し、物件流動奨励金、片付け補助金あり。</p>
<p>対象者</p>	<p>① 購入費補助金の場合                  空き家を購入した移住者で、次に掲げる要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転入の直近の5年間、岡山県外に住所を有し、転入日から3年を経過していない者。</li> <li>・ 当該空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でない者</li> <li>・ 市税等の滞納がない者</li> <li>・ 申請年度の3月31日までに当該空き家への移住が可能である者。</li> <li>・ 当該空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思がある者</li> </ul> <p>② 改修費補助金は、別途要件あり。お問い合わせください。</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>① 購入費補助金の場合                  交付申請書と誓約書に必要事項を記入し、次の必要書類を添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時直近の5年間、岡山県外に住所を有していることがわかる住民票又は戸籍の附票の写し</li> <li>・ 市税等の完納証明書</li> <li>・ 売買契約書の写し</li> <li>・ 位置図、現況写真等（空き家の全体が確認できるもの）</li> <li>・ その他市長が必要と認めるもの</li> </ul> <p>② 改修費補助金は、別途必要書類あり。お問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市産業文化部仕事・移住支援室                  津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内                  受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部仕事・移住支援室                  （電話）0868-24-3633</p>
<p>備考</p>	<p><u>空き家の購入・改修をご検討されている方は、必ず事前にご相談ください。</u></p>

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

<p>支援内容</p>	<p>総合支援資金の再貸付を終了した方等で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象として支援金を支給します。</p> <p>○支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：月額6万円</li> <li>・2人世帯：月額8万円</li> <li>・3人以上世帯：月額10万円</li> </ul> <p>○支給期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回の支給（3ヶ月）に加え、再支給（3ヶ月）も可能（申請受付は令和4年6月末まで）</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>○総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯等</p> <p>○緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯（令和4年1月以降）</p> <p>上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合</p> <p>○収入が以下の額を超えないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：10万9千円</li> <li>・2人世帯：15万2千円</li> <li>・3人世帯：18万円</li> </ul> <p>○申請者および同居親族などの預貯金の合計が、次の金額を超えないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：46万8千円</li> <li>・2人世帯：69万円</li> <li>・3人世帯：84万円</li> </ul> <p>○今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと</li> <li>・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと</li> </ul>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<p>申請手続きに必要なものは、支給対象者に直接郵送する予定ですが、津山市のホームページにも掲載します。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市自立相談支援センター 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市自立相談支援センター （電話）0868-32-2133</p>
<p>備考</p>	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (8) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。</p>
<p>対象者</p>	<p>①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯          ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>②①のほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>対象者①については、課税情報を元に抽出した対象世帯に案内チラシと確認書を市から送付しますので、「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」などを確認してご返送ください。          なお、DV等避難者や申告により課税状況が変更となった方など、対象と思われる方で確認書が届かない場合はお問い合わせください。          対象者②については、申請方式となりますので、詳しくは市ホームページを参照いただくか、下記までお問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市環境福祉部臨時特別給付金事業推進室          津山市山北520（津山市役所本庁舎2階）          受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）          受付期間：令和4年2月8日（火）～令和4年9月30日（金）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部臨時特別給付金事業推進室          （電話）0868-32-2169</p>
<p>備考</p>	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (9) 子育て世帯への臨時特別給付金

支援内容	18歳以下（高校3年生まで）の子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金として、児童一人あたり10万円を支給します。
対象者	①9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者 ※令和2年中の所得が児童手当の「所得制限限度額」以上である方は対象となりません ②令和3年9月以降に離婚等が発生し、新たに児童の主たる生計維持者となった者→「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）」として申請可
申請手続に必要なもの	◆①について 【公務員以外の児童手当受給者】 申請不要  【公務員世帯】 ・児童手当を所属庁から受給することがわかる書類（申請期限に間に合わない場合は添付省略可能） ・新生児の住民票所在地が津山市外の場合⇒その児童の世帯の住民票など  ◆②について 【公務員以外の児童手当受給者】 ・個別に申請書を発送済み。添付書類は無し。  【公務員世帯】 ・児童手当を所属庁から受給することがわかる書類 ・令和4年2月28日までに離婚等をしたことがわかる書類 ・児童の住民票所在地が津山市外の場合⇒その児童の世帯の住民票  【高校生世帯】 ・令和4年2月28日までに離婚等をしたことがわかる書類 ・児童の住民票所在地が津山市外の場合⇒その児童の世帯の住民票  ※詳しくはお問い合わせ下さい
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市子ども保健部子育て推進課子育て支援係 津山市山北520（津山すこやか・子どもセンター） ※①の新生児分のみ、各支所・出張所でも受付可 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 申請期限：令和4年4月28日（木）必着
問い合わせ先	津山市子ども保健部子育て推進課子育て支援係 （電話）0868-32-2065
備考	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### (1) 個人向け緊急小口資金等の特例貸付

<p>支援内容</p>	<p>◆緊急小口資金貸付（一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象）          新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少した世帯を対象に、緊急かつ一時的な生計維持のために必要な資金の貸付けを行います。          【貸付上限】・世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合などの特別の要件に該当する場合 20万円以内          ・その他の場合 10万円以内          【据置期間】1年以内【償還期限】2年以内【貸付利子】無利子</p> <p>◆総合支援資金貸付（生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象）          新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、生活再建までの間に必要な生活費の貸付けを行います。          【貸付上限】・（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内          ※貸付期間は原則3月以内。（令和4年3月末まで申請可能）          貸付が終了した世帯には、3月の再貸付を行う。（令和3年12月末まで申請可能）          【据置期間】1年以内【償還期限】10年以内【貸付利子】無利子</p>
<p>問い合わせ先 （申請先）</p>	<p>津山市社会福祉協議会          津山市山北520（津山市総合福祉会館）          受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。）          （電話）0868-23-5130</p> <p>中国労働金庫          緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター          受付時間：午前9時から午後9時（土・日・祝日を含む。）          （電話）0120-46-1999</p>

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 2 治療・健康に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### (1) 生活不安・ストレスなどから深刻化するDVについての相談

支援内容	新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、増加や深刻化が懸念されているDVについての相談に応じる。
問い合わせ先	・ 内閣府男女共同参画局 「DV相談ナビ」（電話）#8008 <a href="http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html">http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html</a> 「DV相談+（プラス）」（電話）0120-279-889 <a href="https://soudanplus.jp/">https://soudanplus.jp/</a>

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 1 雇用の維持に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金繰りに関すること</li> <li>・ 雇用に関すること</li> <li>・ 経営相談に関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	



## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金繰りに関すること</li> <li>・ 雇用に関すること</li> <li>・ 経営相談に関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) つやま企業サポート補助金の特例措置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化しつつも前向きな投資を行う事業者に対し、補助率及び補助上限額を拡充します。</p> <p>①専門家派遣サポート補助金                  ②販路開拓サポート補助金（展示会出展、マーケティング、HP作成、プロモーション、ECサイト作成等の補助）                  ③設備導入サポート補助金                  ④生産性向上ICT導入サポート補助金                  ⑤プロフェッショナル人財等採用サポート補助金                  ⑥付加価値化・事業転換サポート補助金                  ⑦新製品新技術開発サポート補助金</p>
<p>対象者</p>	<p>津山市内に本社又は主な事業所もしくは工場を有する中小企業者等（法人）であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>①補助金申請前の直近6ヶ月間のうち任意の3ヶ月の合計売上高が2019年4月以降の同3ヶ月の合計売上高と比較して15%以上減少した者                  ②創業1年未満の場合、直近1ヶ月の売上高が、直近1ヶ月を含む過去3ヶ月の平均売上高と比較して15%以上減少した者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター                  津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）                  受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター                  （電話）0868-24-0740                  （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

### (3) つやま産業支援センター専門家派遣無料実施（経営改善計画策定、生産性向上、財務改善、販路開拓等）

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りのための経営改善計画の策定、生産性向上、財務改善、販路開拓等を行う事業者に対し、5回を限度に無料で専門家を派遣します。
対象者	津山市内に本社又は主な事業所もしくは工場を有する中小企業者等（個人事業主、創業予定者を含む）であって、次のいずれかに該当する者 ①補助金申請前の直近6ヶ月間のうち任意の3ヶ月の合計売上高が2019年4月以降の同3ヶ月の合計売上高と比較して15%以上減少した者 ②創業1年未満の場合、直近1ヶ月の売上高が、直近1ヶ月を含む過去3ヶ月の平均売上高と比較して15%以上減少した者
申請手続に必要なもの	下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。
受付場所及び受付時間	受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
問い合わせ先	つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web） <a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a>
備考	

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (4) IT、IoT相談窓口の設置

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、導入が促進されているITやIoT導入について、専門家による相談窓口を設置しています。</p> <p>【相談例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤怠管理に関すること</li> <li>・必要なソフトウェアに関すること</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</li> </ul>
申請手続に必要なもの	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（毎週水・金）</p> <p>※事前予約制 1事業者につき1時間/回</p>
問い合わせ先	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
備考	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### （1）新型コロナウイルス対策マル経融資等に係る利子補給

<p>支援内容</p>	<p>日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金融資（以下「マル経融資」という。）の内、令和4年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したことに伴い新型コロナウイルス対策マル経融資を受けた者に対し、新型コロナウイルス対策マル経融資を借入れた時から日本政策金融公庫に支払った3年分のマル経融資及び新型コロナウイルス対策マル経融資に係る約定利息（返済遅延により加算された延滞利息は対象外）の額を利子補給します。</p> <p>ただし、国から利子補給金が支給される場合は、国の利子補給金を除いた利息分を支援します。</p>
<p>対象者</p>	<p>日本政策金融公庫が行うマル経融資の内、令和4年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したことに伴い新型コロナウイルス対策マル経融資を受けたもの</p> <p>〈マル経融資の借入条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○常時雇用する従業員が5人以下の卸売業・サービス業・小売業、20名以下の製造業・建設業・運輸業等</li> <li>○原則として6ヶ月以前から商工団体の経営支援を受けていること</li> <li>○納期限の到来している所得税・法人税・事業税・市県民税（均等割を含む）を完納していること</li> <li>○日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でないこと</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>津山商工会議所及び作州津山商工会へお問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山商工会議所（津山市山下30-9） 作州津山商工会（津山市新野東567-9） 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2081</p>
<p>備考</p>	

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金繰りに関すること</li> <li>・雇用に関すること</li> <li>・経営相談に関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 地域子育て支援センターにおけるオンライン子育て相談等

支援内容	アプリ等を用いたビデオ通話によるオンラインでの子育てに関する相談や子育て講座等を開催します。
対象者	・乳幼児とその保護者等
申請手続に必要なもの	各地域子育て支援センターへ専用のメールアドレスによりオンライン子育て相談等の申し込みが必要。 また、アプリ等を用いたビデオ通話となるため、ビデオ等が利用できるパソコン、タブレット端末、スマートフォン等が必要。
受付場所及び受付時間	受付場所：各地域子育て支援センター みどりの丘保育所内（津山市大田831-4） 久米こども園内（津山市南方中1744-1） 勝北風の子こども園内（津山市新野東600-1） つやま西幼稚園内（津山市二宮1982-2） つやま東幼稚園内（津山市高野本郷1270-1） やよい保育園内（津山市勝部343-2） 受付時間：メールによる受付（メールアドレスは各支援センターのホームページでご確認ください）
問い合わせ先（申請先）	・各地域子育て支援センター みどりの丘保育所内（電話）0868-27-2241 久米こども園内（電話）0868-57-2501 勝北風の子こども園内（電話）0868-36-5115 つやま西幼稚園内（電話）0868-32-8073 つやま東幼稚園内（電話）0868-20-1810 やよい保育園内（電話）0868-23-8382
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) オンライン育児相談

支援内容	アプリ等を用いたビデオ通話によるオンラインでの妊婦学級等の開催や、個別相談を行います。
対象者	妊産婦等
申請手続きに必要なもの	津山市の育児相談のホームページにあるオンライン育児相談申し込みフォームから申し込みが必要。 また、アプリ等を用いたビデオ通話となるため、ビデオ等が利用できるパソコン、タブレット端末、スマートフォン等が必要。
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市こども保健部健康増進課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
問い合わせ先（申請先）	津山市こども保健部健康増進課 （電話）0868-32-2069
備考	



### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (3) PCR検査等費用の助成

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、PCR検査等を実施する市内事業者等に対し、助成金を交付します。</p> <p>【助成額】PCR検査または抗原定量検査の実施にかかる経費。 ただし、PCR検査等1件につき、2万円を限度とする。</p>
対象者	<p>&lt;助成対象&gt;</p> <p>市内において、次の事業所等を運営するもので、新型コロナウイルスの感染者が発生したため従業者等に対しPCR検査または抗原定量検査を実施したもの</p> <p>(1) 事業所 事務所、店舗、工場、営業所等</p> <p>(2) 医療機関、福祉サービス事業所 医療機関、福祉施設、介護・障害福祉サービス事業所等</p> <p>(3) 学校、保育園 私立大学、私立高等学校、民間保育園、民間幼稚園、放課後児童クラブ等</p> <p>(4) その他 (1)～(3)の同一敷地内または運営に密接に関わる関連施設</p> <p>&lt;検査対象者&gt;</p> <p>行政機関の必要により実施されたPCR検査等を除き、次の要件を満たす津山市民</p> <p>(1) 事業所の従業者 (2) 医療機関、福祉サービス事業所の従業者及び利用者 (3) 学校、保育園の従業者及び利用者</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成金交付申請書兼実績報告書</li> <li>・ 助成対象経費計算書</li> <li>・ 領収書等費用支払いの実績が確認できるもの</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市こども保健部健康増進課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先	<p>津山市こども保健部健康増進課 （電話）0868-32-2069</p>
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

#### 2 医療・治療に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) ワクチン接種協力医療機関等支援事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として行うワクチン接種事業の適切かつ円滑に実施するために、接種事業に協力する医療機関に対し、接種に係る経費について、ワクチン接種協力医療機関等支援金として、支援します。</p> <p>【助成額】</p> <p>(1) 予防接種に対する支援          予防接種1回につき500円</p> <p>(2) 保管用超低温冷凍庫等の設置、およびその管理          1施設あたり月額200,000円</p>
<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種を実施する市内医療機関等</p>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<p>申請手続きについては、各医療機関に個別にご案内します。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市子ども保健部ワクチン接種推進室          津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先          （申請先）</p>	<p>津山市子ども保健部ワクチン接種推進室          （電話）0868-32-7047</p>
<p>備考</p>	

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯等を対象に、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を減免します。
対象者	①感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)が、前年の10分の3以上減少した世帯の方(前年の所得額により制限あり)
申請手続に必要なもの	①減免申請書、医師の診断書、印鑑等 ②減免申請書、収入申告書、収入減少したことが確認できるもの(給与明細、事業収入等が分かる帳簿等)、補填される金額が分かるもの(保険契約書など)、事業廃止届・雇用保険受給資格者証等(事業の廃止・失業の場合)、印鑑等
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市環境福祉部医療保険課 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）  【申請期限】 令和5年3月31日(金) ※必着
問い合わせ先 (申請先)	津山市環境福祉部医療保険課 ・国民健康保険係（電話）0868-32-2071 ・高齢者医療係（電話）0868-32-2073
備考	

#### IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (2) 介護保険料の減免

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が一定程度減少した場合などに、介護保険料を減免します。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当する第1号被保険者</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかの減少額が前年の10分の3以上のとき（前年の所得額により制限があります。）</p>
申請手続に必要なもの	<p>①に該当する場合 介護保険料減免申請書・印鑑・医師の診断書</p> <p>②に該当する場合 介護保険料減免申請書・印鑑・収入が減少したことが確認できるもの（給与明細、帳簿等）・補填される金額がある場合はその金額が確認できるもの（保険契約書等）・事業の廃止又は失業の場合（廃業等届出書、雇用保険受給資格者証等）</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市環境福祉部高齢介護課 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>【申請期限】 令和5年3月31日（金） ※必着</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市環境福祉部高齢介護課 （電話）0868-32-2070</p>
備考	

#### IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (3) 国民年金保険料の免除等

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により相当程度収入が下がった者を対象に、国民年金保険料を免除・納付猶予します。
対象者	以下の2点をいずれも満たす方 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（様式）または、国民年金保険料学生納付特例申請（様式）</li> <li>・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））（様式）</li> <li>・学生証のコピー（学生の場合）</li> </ul>
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市環境福祉部市民窓口課 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
問い合わせ先（申請先）	津山市環境福祉部市民窓口課 （電話）0868-32-2072  津山年金事務所 （電話）0868-31-2360
備考	所得の申立書に記載された所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（業務帳簿・給与明細書等）について、申請時に添付の必要はありませんが後日、日本年金機構から提出が求められる場合がありますので、承認後2年間関係書類を保管しておいてください。

#### IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (4) 納税の相談

支援内容	市税（料）徴収にあたり、国税徴収法及び地方税法に基づく対応と、新型コロナウイルスの影響により納税に支障が生じた方について、個別相談に応じます。
対象者	・新型コロナウイルス感染症の影響により事業について著しく損失を受けた者など
相談に必要なもの	・昨年度と今年度の収入状況が分かるもの ・資産状況が分かるものなど
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市税務部納税課 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 午後5時15分～午後7時（金曜夜間窓口） 午前9時～午後1時（日曜納税窓口）
問い合わせ先（申請先）	津山市税務部納税課 （電話）0868-32-2014
備考	

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (5) 履行延期の特約等に関する支援

支援内容	<p>津山市への債務に対する各種支払いが困難となる場合、履行延期の特約等に関する申請を受け付け、審査を経た上で、払期限を延長できる場合があります。</p> <p>【対象となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園保育料、幼稚園保育料</li> <li>・ 奨学金（返還金）</li> <li>・ 水道料金、下水道使用料</li> <li>・ 市営住宅の家賃（使用料）</li> <li>・ 生活保護費（返還金）</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする生活困窮者</li> </ul>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係課備え付けの申請用紙（申請時記入可）</li> <li>・ 減収、減益が確認できるもの（後日提出可）</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：各担当課（問い合わせ先参照） 津山市山北520</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市こども保健部こども保育課幼児教育係（保育園保育料、幼稚園保育料） （電話）0868-32-7028</p> <p>津山市教育委員会次世代育成課（奨学金（返還金）） （電話）0868-32-2009</p> <p>水道局業務課営業係（水道料金、下水道使用料） （電話）32-2106</p> <p>津山市都市整備公社 業務推進課（市営住宅の家賃（使用料）） （電話）32-2127</p> <p>津山市環境福祉部生活福祉課（生活保護費（返還金）） （電話）32-2064</p>
備考	

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

##### （１）欠損金の繰戻しによる還付の特例

支援内容	<p>前年度は黒字だった法人が経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けられる制度について、特例として、1億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります。</p> <p>※ 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用</p>
問い合わせ先	<p>津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p>

##### （２）テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

支援内容	<p>中小企業者等（※）が、テレワーク等のための設備を取得等した場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることが可能となります。 （現在ある制度にテレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加）</p> <p>対象となる設備を、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等した場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除をすることが可能となります。</p> <p>（※） 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人</p>
問い合わせ先	<p>津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p>



#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

##### (3) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

支援内容	<p>消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則としてその課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、要件に該当するときは、税務署に申請し税務署長の承認を受けることにより、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となります。</p> <p>現行では、課税選択を行った場合は2年間の継続適用が必要ですが、本特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はなく、翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能となります。</p>
問い合わせ先	<p>・ 津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p>

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

##### （４）住宅ローン控除の適用要件の弾力化

支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所得税における対応 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用することができる等の措置が受けられます。 ①新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築を行った住宅への入居が遅れたこと ②一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築に係る契約を行っていること ③令和4年12月末までの間に②の住宅に入居していること ※確定申告時に、「契約の時期を確認する書類（請負契約書の写し、売買契約書の写し）」などとともに、「入居が遅れたことを証する書類」を税務署に提出する必要があります。 ※詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。</li><li>・ 個人住民税における対応 所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。</li></ul>
問い合わせ先	津山税務署（所得税に関すること） 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147  津山市税務部課税課市民税係（個人住民税に関すること） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-32-2015

#### IV その他の支援

独自

#### 2 学校の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (1) 教育電話相談

<p>支援内容</p>	<p>子育てや学校生活に関する相談窓口を設置します。 電話のほか、面接にも応じる。</p> <p>【相談例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強がわからない。</li> <li>・友達のこと悩んでいる。</li> <li>・子育てで困っている。</li> <li>・臨時休業になり、子どもの生活習慣が気になる。</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小中学校に通う児童及びその保護者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>特になし</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市教育相談窓口 津山市山北520（市役所本庁舎4階） （津山市教育委員会 学校教育課 家庭地域連携係 内） 受付時間：午後1時15分～午後5時15分（水・土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先 （申請先）</p>	<p>津山市教育相談窓口 （電話）0868-31-2124</p>
<p>備考</p>	

IV その他の支援

独自

3 幼稚園の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 幼稚園の休業期間等における通園バス利用料の日割り還付

<p>支援内容</p>	<p>幼稚園の通園バスの月額利用料について、休業期間分の利用料を、日割り計算で還付する。 保護者送迎要請期間内に要請に応じて協力した場合についても、日割り計算で還付する。</p>
<p>対象者</p>	<p>幼稚園通園バスの利用者 (保護者送迎要請期間においては、要請に応じた通園バス利用者のみ)</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>園から交付する還付申請書を記入</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>通園している幼稚園                  ・つやま東幼稚園                      津山市高野本郷1270-1                  ・つやま西幼稚園                      津山市二宮1982-2</p>
<p>問い合わせ先 (申請先)</p>	<p>通園している幼稚園                  ・つやま東幼稚園                      0868-20-1971                  ・つやま西幼稚園                      0868-32-8071</p>
<p>備考</p>	

IV その他の支援

独自

3 幼稚園の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 幼稚園の休業期間における預かり保育の対応

支援内容	幼稚園の休業期間中において、教育時間内の預かり保育を無償で実施する。
対象者	幼稚園の在籍児童
申請手続に必要なもの	特になし
受付場所及び受付時間	<p>通園している幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つやま東幼稚園                      津山市高野本郷 1 2 7 0 - 1</li> <li>・つやま西幼稚園                      津山市二宮 1 9 8 2 - 2</li> </ul>
問い合わせ先 (申請先)	<p>通園している幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つやま東幼稚園                      0 8 6 8 - 2 0 - 1 9 7 1</li> <li>・つやま西幼稚園                      0 8 6 8 - 3 2 - 8 0 7 1</li> </ul>
備考	

IV その他の支援

独自

4 保育園（所）・認定こども園の登園自粛要請に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 保育園（所）・認定こども園の登園自粛等に係る保育料の日割り還付

<p>支援内容</p>	<p>次の場合、保育料を日割り計算で還付する。                  ①児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合                  ②児童本人が感染者の濃厚接触者となった場合                  ③児童・職員等の新型コロナウイルス感染症への感染が発覚し、一部または全部を休園した場合                  ④市からの要請により保育園等を登園自粛した場合</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童本人が新型コロナウイルス感染により保育園等を欠席した保育料納付者</li> <li>・ 児童本人が濃厚接触者となり保育園等を欠席した保育料納付者</li> <li>・ 児童・職員等の新型コロナウイルス感染により休園となった保育料納付者</li> <li>・ 登園自粛に応じた保育料納付者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料を口座振替納付している方は、手続きは不要。</li> <li>・ 保育料を納付書で納付している方は、市が送付する振込先調査票を返送。</li> </ul>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市こども保健部こども保育課                  津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）                  受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）</p>
<p>問い合わせ先（申請先）</p>	<p>津山市こども保健部こども保育課                  （電話）0868-32-7028</p>
<p>備考</p>	

V 収束後の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のための支援

独自

1 経済活動の回復のための支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) スポーツ大会・合宿誘致事業

<p>支援内容</p>	<p>スポーツの振興及び地域の活性化に資することを目的として、市内のスポーツ施設を使用するスポーツ大会・合宿の誘致を図るため補助金を交付します。</p>
<p>交付対象</p>	<p><b>【交付対象となる大会・合宿】</b> 本市所管の市内のスポーツ施設を利用した2日間以上の大会・合宿のうち、開催期間中に市外からの参加者が市内の宿泊施設に延べ10人以上 宿泊する大会・合宿（大会は100人以上に限る） <b>【交付対象団体】</b> 交付対象の大会・合宿を開催する実行委員会その他の団体（開催団体）</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p><b>【交付申請】</b> ①交付申請書（様式1） ②大会趣意書・開催要項 ③宿泊計画書（様式2） ④収支予算書 ⑤暴力団排除の誓約書 ⑥債権者登録申請書 <b>【交付請求】</b> ①実績報告書（様式4） ②収支決算書 ③交付請求書（様式5） ※大会・合宿の開催内容に変更があった場合は別途変更申請書等が必要</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>郵送若しくは各スポーツ施設事務所窓口への持参（開館時間内に限る） ①岡山県津山総合体育館 〒708-0004 津山市山北 669 ②岡山県津山陸上競技場 〒708-0825 津山市志戸部 245 ③津山市加茂町スポーツセンター 〒709-3931 津山市加茂町中原 493-3 ④勝北総合スポーツ公園 〒708-1225 津山市西下 1100-1 ⑤津山市久米総合文化運動公園 〒709-4603 津山市中北下 1271</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市 地域振興部 スポーツ課 津山市 山北 669 岡山県津山総合体育館 事務所 (電話) 0868-24-0202</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請は、スポーツ大会・合宿の開催日までに必ず行い、補助交付審査を受ける必要があります</li> <li>・ 申請書類は津山市スポーツ課のホームページよりダウンロードできます</li> <li>・ 交付金額、別に定める要件等詳細についてはお問い合わせください</li> </ul>

V 収束後の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のための支援

独自

1 経済活動の回復のための支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 津山支縁プロジェクトアプリによる情報発信、商品販売促進

<p>支援内容</p>	<p>津山支援プロジェクトWebサイトに掲載している飲食店、新型コロナウイルス対策商品等の情報等を掲載し、各店舗とユーザーが商品、サービスを直接やりとりできるスマートフォン用アプリを開発し、販売促進を図ります。                  ※主な機能 ブログ機能、プッシュ型通知機能、トーク機能、クーポン機能                  ※トーク機能、クーポン機能は、一般のユーザーから「お気に入りストア」に追加された場合に使用できる機能になります。</p>
<p>交付対象</p>	
<p>申請手続きに必要なもの</p>	
<p>受付場所及び受付時間</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>登録を希望する事業者の方は、下記までご連絡ください。                  つやま産業支援センター                  (電話) 0868-24-0740                  (Web) <a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	